



兵庫労働局発表  
平成25年6月27日

報道関係者 各位

[ 照会先 ]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 高尾 聡

主任安全専門官 古谷 勝一

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

## 全国安全週間における兵庫労働局長の安全パトロールの実施について

兵庫労働局（局長 前田芳延）は、労働災害の防止を図るため、「全国安全週間」（7月1日から7月7日）及び「建設業労働災害防止強化月間」（7月1日から7月31日）の期間中に、大規模建設業、製造業等の現場に安全パトロールを実施し、事業者等のトップに対し、労働災害防止対策の強化を要請します。

### 1 兵庫労働局長による安全パトロール

#### (1) 平成25年7月1日(月)実施

- ・場 所 三井住友建設(株)  
新名神高速道路武庫川橋工事(神戸市北区道場町)
- ・予定時間 13:30~16:00

#### (2) 平成25年7月5日(金)実施

- ・場 所 (株)神戸製鋼所神戸製鉄所(神戸市灘区灘浜東町2)
- ・予定時間 14:00~16:00

### 2 労働基準部長による安全パトロール

#### (1) 平成25年7月1日(月)実施

- ・場 所 鴻池組・ハンシン建設特定建設工事共同企業体  
阪神電鉄本線甲子園駅改良工事他(西宮市甲子園7番町)
- ・予定時間 14:00~16:00

# 第86回 全国安全週間

◆ 期 間：平成25年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：平成25年6月1日(土)～30日(日)】

(スローガン)

高めよう 一人ひとりの安全意識  
みんなの力でゼロ災害

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で86回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきており、この努力により、労働災害は長期的には減少してきましたが、労働災害による死傷者数は、平成22年から3年連続の増加となり、極めて憂慮すべき事態となっています。

今回のスローガンは、近年の労働災害の高まりを受けて、職場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることと、一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高めることによって、業務中の労働災害ゼロを目指していくことを表しています。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りゼロ災害を目指しましょう。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会  
鉱業労働災害防止協会

※裏面の「平成25年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

# 平成 25 年度全国安全週間実施要綱について

## ① 全般的事項

- 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- 職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底
- 作業者の安全意識の高揚
- 女性・高齢者が活躍するための職場改善の推進 など

## ② 業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

### (1) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事

- 建築物等の解体工事及び除染作業での労働者と解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- 震災復旧・復興工事の進捗に応じた施工計画、作業計画の作成及びそれら計画に基づく工事の安全な実施
- 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施 など

### (2) 第三次産業

- 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特定・改善の実施
- 重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底
- 職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進 など

### (3) 陸上貨物運送事業

- 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
- 交通労働災害防止のための管理体制の確立 など

### (4) 建設業

- 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施
- 足場の設置が困難な場合の安全帯（救出に時間を要する場所等においては、ハーネス型安全帯）の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底
- クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底 など

### (5) 製造業

- 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用
- 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
- 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
- 元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底

◆職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主 唱 兵 庫 労 働 局  
各 労 働 基 準 監 督 署  
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

協 賛 一般社団法人 兵庫労働基準連合会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部  
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部  
一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

## 1 趣旨

兵庫県内の労働災害（全産業）は長期的には減少傾向にあるが、死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は平成22年、23年と2年連続で増加し、平成24年は減少に転じたものの減少幅はわずか1.7%にとどまっている。

建設業においても、死傷者数556人となり前年から22人減少したが、死亡者数が16人と前年から5人増加し、全国でワースト3という状況となった。今年4月末現在で、死亡災害が2件と前年同期と比べて減少しているものの、依然として重篤な災害も発生している。

死亡災害の内訳をみると、24年の16人のうち9人が墜落・転落災害であり、在来型の災害が多く発生しているとともに、8人が60歳以上であり、高齢化傾向も認められる。

このように、新しい型の労働災害ではなく在来型の災害を防ぐには、建設現場の各所に潜む危険を評価し、適切な措置を行うリスクアセスメント等の確実な実施や昨年2月に示された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（以下「総合対策要綱」という。）に基づく「より安全な措置」等の普及促進が不可欠である。また、本年4月13日に発生した淡路島を震源とする地震による災害復旧工事における労働災害の発生が懸念されるとともに、本年は夏の気温が平年より高い予報となっていることから熱中症の多発のおそれもある。このため、本年度も7月を「平成25年度建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に合致した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進や「総合対策要綱」の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

## 2 実施時期

平成25年7月1日から平成25年7月31日まで

## 3 目標

- ・墜落・転落災害の防止
- ・リスクアセスメント等の確実な実施
- ・車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・土砂崩壊災害の防止
- ・高齢者に対する労働災害の防止
- ・災害復旧工事における労働災害の防止
- ・熱中症の予防
- ・石綿及び化学物質の適正な管理及び処理

## 4 実施事項

### (1) 主唱者

- ア) 建設業の災害防止に係る発注機関との連絡会議の開催（6月～7月中）
- イ) 関係防災団体・事業者・局署による合同パトロールの実施
- ウ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督・指導
- エ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請
- オ) 建設業の災害防止のための集団指導等の実施
- カ) その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知
- キ) 広報誌等による広報活動

- ア) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- イ) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- ウ) 発注条件の適正化（労働安全衛生規則改正に伴う適正な足場等の設置に必要な経費等の計上）、発注の平準化と工期の弾力化等
- エ) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- オ) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(3) 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- ア) 経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- イ) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ウ) リスクアセスメントの実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- エ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスモス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- オ) 墜落・転落災害の防止対策  
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、「総合対策要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進、脚立や保護帽（「墜落時保護用」）の適正使用、安全带等保護具の適正使用及び不適格な安全带の使用禁止とハーネス型安全带の使用促進
- カ) 車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策  
有資格者の配置、作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策の実施
- キ) 木工機械等による災害の防止対策  
適正な接触防止措置、安全装置等の機械安全措置に係る日常的点検による有効保持
- ク) 土砂崩壊災害の防止対策  
1.5 m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、安全な勾配の確保、掘削面の状態に係る安全点検の励行
- ケ) 木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策  
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、足場先行工法の採用による安全な作業床の設置、「総合対策要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、脚立、保護帽（「墜落時保護用」）・安全带等保護具の適正使用及び不適格な安全带の使用禁止とハーネス型安全带の使用促進
- コ) 解体工事における災害防止対策  
リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（「墜落時保護用」）・安全带等保護具の適正使用及び不適格な安全带の使用禁止、ハーネス型安全带の使用促進
- サ) 新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実
- シ) 熱中症予防対策  
WBGT（暑さ指数）を指標とした作業環境管理（日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保）
- ス) 化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止  
建物の解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠・硫化水素危険作業場所における災害防止対策の励行

(参考) 兵庫県内における建設業の月別労働災害発生件数 (過去5年間の累計)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
235	286	276	247	230	237	263	227	249	268	261	244
6	10	10	7	4	7	5	9	7	3	11	3

上段の件数のうち死亡者数を下段に表記

平成25年(1月～5月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成  
 ※( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

業種	平成25年(1月～5月)			前年同期			前年比較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)		死傷者数 (人)	構成比 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)	
全産業	1,366 (12)	100.0% (100.0%)		1,518 (13)	100.0% (100.0%)		-152 (-1)	-10.0%	(-7.7%)
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を含む)	828 (7)	60.6% (58.3%)		945 (10)	62.3% (76.9%)		-117 (-3)	-12.4%	(-30.0%)
製造業	381	27.9% ( )		438 (2)	28.9% (15.4%)		-57 (-2)	-13.0%	(-100.0%)
鉱業	1	0.1% ( )		6	0.4% ( )		-5 ( )	-83.3%	( - )
建設業	181 (3)	13.3% (25.0%)		202 (8)	13.3% (61.5%)		-21 (-5)	-10.4%	(-62.5%)
運輸交通業	196 (3)	14.3% (25.0%)		238	15.7% ( )		-42 (3)	-17.6%	( - )
貨物取扱業	30 (1)	2.2% (8.3%)		25	1.6% ( )		5 (1)	20.0%	( - )
農林業	28	2.0% ( )		28	1.8% ( )		( )	( )	( - )
畜産・水産業	11	0.8% ( )		8	0.5% ( )		3 ( )	37.5%	( - )
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を除く)	538 (5)	39.4% (41.7%)		573 (3)	37.7% (23.1%)		-35 (2)	-6.1%	(66.7%)
商業	卸売業	21 (2)	1.5% (16.7%)	25	1.6% ( )		-4 (2)	-16.0%	( - )
	小売業	128 (1)	9.4% (8.3%)	156	10.3% ( )		-28 (1)	-17.9%	( - )
	上記以外の商業	14	1.0% ( )	7	0.5% ( )		7 ( )	100.0%	( - )
	計	163 (3)	11.9% (25.0%)	188	12.4% ( )		-25 (3)	-13.3%	( - )
通信業	27 (1)	2.0% (8.3%)	22	1.4% ( )		5 (1)	22.7%	( - )	
保健衛生業	医療保健業	34	2.5% ( )	45	3.0% ( )		-11 ( )	-24.4%	( - )
	社会福祉施設	62 (1)	4.5% (8.3%)	84 (1)	5.5% (7.7%)		-22 ( )	-26.2%	( )
	上記以外の保健衛生業	2	0.1% ( )	2	0.1% ( )		( )	( )	( - )
	計	98 (1)	7.2% (8.3%)	131 (1)	8.6% (7.7%)		-33 ( )	-25.2%	( )
接客娯楽業	飲食店	47	3.4% ( )	43	2.8% ( )		4 ( )	9.3%	( - )
	ゴルフ場	19	1.4% ( )	17	1.1% ( )		2 ( )	11.8%	( - )
	上記以外の接客娯楽業	19	1.4% ( )	14	0.9% ( )		5 ( )	35.7%	( - )
	計	85	6.2% ( )	74	4.9% ( )		11 ( )	14.9%	( - )
清掃・と畜業	ビルメンテナンス業	33	2.4% ( )	32	2.1% ( )		1 ( )	3.1%	( - )
	廃棄物処理業	35	2.6% ( )	24 (1)	1.6% (7.7%)		11 (-1)	45.8%	(-100.0%)
	上位以外の清掃・と畜業	15	1.1% ( )	10	0.7% ( )		5 ( )	50.0%	( - )
	計	83	6.1% ( )	66 (1)	4.3% (7.7%)		17 (-1)	25.8%	(-100.0%)
その他の事業	警備業	10	0.7% ( )	19 (1)	1.3% (7.7%)		-9 (-1)	-47.4%	(-100.0%)
	上記以外のその他の事業	53	3.9% ( )	50	3.3% ( )		3 ( )	6.0%	( - )
	計	63	4.6% ( )	69 (1)	4.5% (7.7%)		-6 (-1)	-8.7%	(-100.0%)
金融広告業	11	0.8% ( )	9	0.6% ( )		2 ( )	22.2%	( - )	
映画演劇業		( )		( )		( )	( - )	( - )	
教育研究業	8	0.6% ( )	14	0.9% ( )		-6 ( )	-42.9%	( - )	
官公署		( )		( )		( )	( - )	( - )	
(陸上貨物運送業)	181 (3)	13.3% 25.0%	205	13.5%		-24 (3)	-11.7%	( - )	

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、接客娯楽業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。